

児童ポルノ規制条例検討会議
検討結果報告書（案）

平成23年2月

目 次

	頁
はじめに	2
条例検討の背景及び目的	3
条例に盛り込むべき内容	
1 条例の基本的な考え方	5
2 被害児童に対する支援	5
3 児童ポルノの被害から子どもを守るための規制	
（1）インターネット上の児童ポルノの閲覧に関する規制	6
（2）児童ポルノの取得・所持の禁止	7
4 関係者の責務	
（1）府の責務	10
（2）府民の責務	11
（3）関係事業者の責務	11
条例制定に当たり留意すべき事項	12
参考資料	
・児童ポルノ規制条例検討会議開催経過	13
・児童ポルノ規制条例検討会議委員名簿	14
・児童ポルノ規制条例検討会議設置要領	15

はじめに

平成11年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年5月26日法律第52号。以下「法」という。）」が施行され、その後の改正を経て、現在、児童ポルノの製造・提供及び提供を目的とする所持等が禁止されているものの、依然多くの児童ポルノが流通している状況にある。

特にインターネットの普及に伴い、容易に児童ポルノの閲覧・入手が可能な状況にあり、児童ポルノの氾濫が、新たな児童ポルノの製造・提供を助長し、さらなる被害児童等を生み出す土壌となっているとともに、一旦インターネット上に流通したデータの回収は事実上不可能なことから、被害児童やその親しい者に対して将来にわたり耐え難い苦しみを与え続けることになってしまう。

このような事態を憂慮し、先般、“京都市PTA連絡協議会”及び“人づくり21世紀委員会”が協働して児童ポルノの規制強化等に関する街頭署名活動を実施したところ、3万筆を超える市民の署名が集まるなど、「児童ポルノを絶対に許さない」という気運の高まりも認められるところである。

こうした状況の中、京都府では、児童ポルノの流通・拡散を防ぎ、児童ポルノの被害から児童の人権を守ることを目指し、具体的な条例づくりに向けた検討が進められることとなった。

児童ポルノの規制の検討に当たっては、法的問題点も含め多面的に検討する必要があることから、学識経験者（憲法、刑法、人権、児童福祉、情報）、弁護士、報道関係者、青少年育成関係者、教育関係者等で構成される「児童ポルノ規制条例検討会議」が、平成22年9月に設置されたところである。

本検討会議では、青少年関係団体やインターネット関係事業者からも意見聴取を行いながら、条例による児童ポルノの規制や被害児童のケアのあり方及び啓発活動の推進について、議論を重ねてきたところである。

本報告書は、京都府において、今後の条例策定及び施策実施に当たっての参考とされるよう、これまで6回にわたる検討結果を取りまとめたものである。

条例検討の背景及び目的

児童ポルノは、児童の性的虐待の記録であり、児童に対する人権侵害である。また一旦インターネットで流通すれば、その回収は事実上不可能であり、被害児童等の苦しみは、親しい者を巻き込み将来にわたって続くこととなる。

現在、児童ポルノの提供を目的とする所持等が法で禁止されているが、京都府を含め全国で児童ポルノ事犯が増加傾向にあり、極めて憂慮すべき状況にある。

また、京都は日本を代表する国際的な文化都市として、外国人観光客や修学旅行生をはじめ多くの人々が訪れる場所である。

京都の思いやりを基本としたこころ豊かな文化を守り、何よりも日本の歴史と文化の中心地としての責任を果たすためにも、率先して「児童ポルノを絶対に許さない」という決意を示していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、条例は「児童ポルノによる子どもたちの権利侵害を決して許さない京都づくり」を基本理念とし、児童ポルノの被害から児童の人権を保護し、被害児童等の救済を図ることを目的とすることが適切である。

【参考】児童ポルノ禁止法違反の検挙状況の推移（京都府警察本部提供資料）

児童ポルノ事件数・人員・被害児童数（全国）

	17年	18年	19年	20年	21年	22年 10月末	前年 同月	対前年 増減数	対前年 増減率
送致件数（件）	470	616	567	676	935	1,118	735	383	52.1
うちインターネット利用	136	251	192	254	507				
送致人員（人）	312	350	377	412	650	799	523	276	52.8
うちインターネット利用	110	174	172	213	394				
被害児童総数（人）	246	253	275	338	405	520	305	215	70.5
未就労	5	12	6	6	9	28	0	28	皆増
小学生	26	26	24	33	53	70	46	24	52.2
中学生	68	126	105	126	157	193	124	69	55.6
高校生	119	74	122	147	161	197	122	75	61.5
その他の学生		2				1	0	1	皆増
有職少年	4	3	6	7	3	5	1	4	400.0
無職少年	24	10	12	19	22	26	12	14	116.7

児童ポルノ事件数・人員・被害児童数（京都府）

						22年	前年	対前年	対前年
	17年	18年	19年	20年	21年	10月末	同月	増減数	増減率
送致件数（件）	46	65	43	57	53	74	34	40	117.6
うちインターネット利用	24	59	26	44	20				
送致人員（人）	21	33	15	28	19	30	18	12	66.7
うちインターネット利用	12	33	13	22	12				
被害児童総数（人）	15	4	30	22	30	31	14	17	121.4
未就労	3			1		0	0	0	
小学生	3		5	3	1	0	1	1	皆減
中学生		2	13	5	10	20	6	14	233.3
高校生	5	1	12	6	17	7	7	0	0.0
その他の学生						0	0	0	
有職少年				2	2	1	0	1	皆増
無職少年	4	1		5		3	0	3	皆増

【参考】京都府における最近の検挙事例（京都府警察本部提供資料）

被害児童にわいせつ行為等をした後に、写真撮影して児童ポルノを製造した事件
<p>携帯電話の無料ゲームサイトで知り合った京都市伏見区居住の女子児童を自室に誘い込み、携帯電話で裸を撮影した大阪府堺市居住のアルバイトの少年（19歳）を児童ポルノ製造で検挙 【平成21年7月】</p> <p>福知山市居住の少年が、女子児童に自らの上半身裸の写真を撮らせ、その画像を携帯電話で送信させ、また、別の女子児童の携帯電話に送信したとして、児童ポルノ製造・提供で検挙 【平成21年9月】</p> <p>京都市内のホテルにて、ゲームサイトで知り合った京都市中京区居住の女子児童の裸を児童の携帯電話で撮影した東京都の会社員（29歳）を製造で検挙【平成22年2月】</p> <p>インターネットのチャットで知り合った京都府内の女子児童に現金を渡して性行為をした疑いで逮捕した愛知県の僧侶（39歳）が、数年前にも同じ少女にわいせつ行為をし、その際の様子をデジタルカメラで撮影していたとして児童ポルノ製造で検挙 【平成22年9月】</p>
女子児童が金品欲しさから自分の裸の写真を撮影し、児童ポルノを製造・提供（販売）した事件
<p>女子児童が、自分の裸の画像を撮影して、ネットの掲示板を利用し、京都市山科区居住の男性らに販売して、販売代金を遊びや生活費に使っていた埼玉県上尾市居住の女子児童を児童ポルノ提供（販売）で検挙 【平成22年6月】</p>
インターネットオークションを利用し提供（販売）した事件
<p>インターネットオークションを利用し、山形市内居住の男性他3名に、郵送等によって、児童ポルノDVD及びわいせつ画像DVDを販売したとして、北九州居住の無職少年（18歳）を、児童ポルノ提供及びわいせつ画像販売で検挙 【平成22年1月】</p>
ファイル共有ソフトを使用し公然陳列した事件
<p>ファイル共有ソフト（シェア）を使用し、インターネット上に児童ポルノを公然陳列していた大阪府高槻市居住の開業医（41歳）を検挙 【平成22年3月】</p> <p>ファイル共有ソフト（シェア）を使用し、インターネット上に公然陳列する目的で児童ポルノを所持していた埼玉県居住の会社員（24歳）を検挙 【平成22年5月】</p>

条例に盛り込むべき内容

1 条例の基本的な考え方

児童ポルノによる被害から子どもを守りたいという気持ちは、子どもを持つ親の共通の願いであり、児童ポルノの被害者・加害者を生まない社会の実現に向けて、条例は「児童ポルノによる子どもたちの権利侵害を決して許さない京都づくり」を基本理念とし、被害を受ける子どもたちの立場に立って、次に示す考え方を前提に条例を制定されたい。

「府民は、児童ポルノの取得・所持をしない」ことを原則とし、児童ポルノ根絶に向けて府民全体で取り組んでいく気運を醸成していくこと。

児童ポルノの画像等が現存することによって、被写体となった児童が精神的苦痛を感じ、将来にわたって生活に支障を来すことがないように、現存する児童ポルノの廃棄に向けた取組を進めること。

児童ポルノによる新たな被害児童等を生じさせないように、児童ポルノの製造・提供を助長するような誘因を断つために、個人の私生活上の自由に十分配慮しつつ、児童ポルノの取得及び提供目的以外の所持に対する実効的な規制を検討すること。

児童ポルノ対策については、警察、学校及び民間団体等の関係機関との連携を強化し、「啓発」、「支援」及び「規制」を柱とした総合的な施策を展開していくこと。

上記の基本理念・目的に照らし、条例による規制の対象は、実在の児童(児童の生死は問わない)を被写体とするものに限定すること。

2 被害児童に対する支援

子どもの時に受けた性的被害は、その子どもの将来や人生のあり方に深刻なダメージを与えるものであり、児童ポルノの被害をなくしていくという観点においても、最優先事項として被害に遭った児童の支援を充実させることが重要である。

児童ポルノ被害に関する相談については、被害者自身からなかなか言い出しにくい面があるので、身近な専門相談窓口を設置し、あらゆる機会をとらえて広く周知に努めるなど、気軽に相談しやすい環境をつくることが大切である。

あわせて、相談に際して二次被害(被害後に周囲の言動によってさらに傷つけられてしまうこと)が生じることがないように十分配慮するなど、安心して

て相談できる環境をつくることも大切である。

— また、子どもは家族の一員であり、被害児童の支援においては、保護者も含めて家族に対するサポートができる体制も必要である。

【考えられる具体的な取組の例】

例えば、児童ポルノ等による性的虐待の被害に対応するため、児童相談所に相談窓口を設置し、専門的な知識に基づく迅速かつ適切な支援（助言・指導・一時保護・施設入所など）が行えるようにするなど、相談体制の強化を検討されたい。

また、インターネット上の児童ポルノの被害は地域を越えるため、他府県で府内に居住する被害児童が発見された場合、またはその逆の場合においても、速やかに被害児童が居住する地域を所管する児童相談所に要保護通告がなされるよう、児童相談所同士の連携体制を強化することも大切である。

あわせて、保健所や市町村、警察、学校などの関係機関との相互の連携・協力のもと、児童相談所を中心に被害児童支援のためのネットワークを府域全体に広げるとともに、「社団法人京都犯罪被害者支援センター」や大学のカウンセリングセンターなど民間支援団体との連携を強化し、個々のケースに応じたきめ細やかな支援ができる体制の構築について検討されたい。

3 児童ポルノの被害から子どもを守るための規制

(1) インターネット上の児童ポルノの閲覧に関する規制

インターネット上の児童ポルノの閲覧に関する規制については、その特性上地域を越えるため、地方自治体が単独で何か対策を講じることには限界があり、基本的には全国的な対応が必要な課題である。

こうした中、京都府では、公的施設に設置されたインターネット端末における児童ポルノの閲覧を制限する措置を講じるなど、一定の取組が進められているところである。また、携帯電話フィルタリングサービスの定着促進等を図るため、「青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年1月9日京都府条例第2号。以下「青少年育成条例」という。）」の改正（平成23年4月施行予定）を行うなど、インターネット上の有害情報から青少年を守るための取組の推進が図られているところである。

現在、国においては、児童ポルノサイトの閲覧を防止する措置（いわゆるブロッキング）について、インターネット業界における自主的な導入に向けての

環境整備が進んでいる。こうした状況に鑑み、府の取組としては、関係者の責務を条例に盛り込むことを検討されたい。

(2) 児童ポルノの取得・所持の禁止

法において、提供を目的とする児童ポルノの所持等が禁止されているが、それ以外の所持等については禁止されていない状況にある。

児童ポルノを閲覧することによって、性犯罪等が誘発されるという因果関係は立証されていないが、実在の児童を被写体とする児童ポルノの流通・拡散が被写体である児童の人権を永続的に侵害することは明らかである。

また、需要があるから供給が生まれるとすれば、児童ポルノの製造・提供の誘因を断つためにも、現在、法規制のない取得・所持について条例で何らかの規制をすることには意味があると考ええる。

ただ、条例には地理的限界があり、実効性の面からみれば、本来は法律で全国的に規制していくことが最善であるとの意見があり、また、国会において児童ポルノの単純所持を禁止する法案が提出されているものの、未だ結論がでない状況にある。

このような状況において、法律に先駆けて条例で規制を行う際には、国の動向に十分配慮しつつ慎重な検討が必要であるが、現に児童ポルノ被害を受けている児童が府内にも存在し、また、前述した条例の理念・目的に鑑みれば、条例で規制を設けることについて、府民の多くから理解が得られるものと考ええる。

以上のような認識に基づき、慎重な議論を重ねた結果、児童ポルノの取得・所持について、以下に示すような基本的な方針に基づいて規制を行うことが可能ではないかと考える。

なお、児童ポルノの流通・拡散を防止するためには、電磁的記録についても規制の対象とすべきである。ただ、インターネット規制については基本的に全国的な対応が望ましいとの意見があるところであり、プロバイダ等のインターネット関係事業者に対しては、現在行われている児童ポルノ画像の削除などの取組を最大限活用して、その社会的責任を果たすよう協力を求めていくことが適切であると考ええる。

また、規制に対する違反者が18歳未満の児童であった場合には、児童の保護の趣旨に照らし、制裁を科すのは悪質な場合に限定すべきであり、指導による更生を基本とすべきであると考ええる。

【規制内容の検討】

提供目的以外の取得・所持の禁止

児童ポルノの被害から児童の人権を守るため、条例により、正当な理由なく児童ポルノを取得し、所持することを禁止する必要がある。

取得・所持を禁止するものについては、法第2条第3項第1号から第3号に規定する児童ポルノとする。

上記以外に、児童に対する性的虐待の防止という観点からは、例えば衣服を着ている児童の顔や体に精液をかける行為が写った画像など、児童に対するわいせつ行為が写っているものであって性欲を興奮させ又は刺激するものについても、児童の人権を侵害するものとして規制の対象に追加する余地もあると考える。

ただ、その際には、法がこのような画像等の製造・提供を禁止の対象としていないこととの均衡を慎重に検討する必要がある。

なお、学術研究、医療行為、犯罪捜査、弁護活動など正当な業務のために取得・所持する場合や、幼児期の成長記録として本人や家族が所持する場合など、正当な理由がある場合には禁止の対象外とする。

廃棄命令

児童ポルノが現存することによって、被写体となった児童が永続的に精神的苦痛を感じ、将来にわたって生活に支障を来すことがないよう、取得・所持が禁止される児童ポルノのうち、性的虐待の程度が高いと認められるものに対して、廃棄命令を出せるようにすることが考えられる。

具体的には、法第2条第3項第1号及び第2号に規定する児童ポルノについて、正当な理由なく所持している場合を廃棄命令の対象とすることが考えられる。

なお、法第2条第3項第3号に規定する児童ポルノについても廃棄命令の対象とすべきであるとの意見もあったが、その場合には、性的虐待の程度が高いと思われる「全裸及び性器露出」に限定するほか、規制対象が客観的に明確になるようにする必要がある。

また、条例の実効性を担保するため、廃棄命令に従わない場合には、制裁を科すことも可能と考えられる。

直罰規定

児童ポルノの取得・所持に対して刑事罰を科す場合には、性的虐待という観点から違法性が高い画像等の取得・所持にその対象を限定する必要がある。

あるとともに、インターネットで本人の知らないうちに送りつけられる危険性なども危惧されることから、冤罪を防止し、不当に処罰が拡大されないように客観的な基準を設けることが重要である。

児童に対する極めて重大な性的虐待であることが明確なのは、13歳未満の児童に対して強姦などの性的犯罪行為を構成する画像等であり、こうした画像等の製造を積極的に助長するような行為には、刑事罰を科すことが適当と考えられる。

具体的には、法第2条第3項第1号及び第2号に規定する児童ポルノのうち、13歳未満の児童が被写体となった画像等を正当な理由なく有償で取得することが、これに該当すると考えられる。

ただ、13歳未満の児童に対して物品や食事等と引き替えに児童ポルノの提供を求める行為についても、児童の未成熟な判断能力につけ込む悪質な行為として考えられることなどから、必ずしも金銭を対価とする場合に限定することなく、法第2条第2項の「児童買春」の定義規定にならい、「対償を供与し、又はその供与の約束をして」取得した場合を刑事罰の対象とすることも、検討の余地があると考ええる。

罰則の内容

制裁を科す場合には、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第14条に規定する罰則の上限を超えないことは当然として、青少年育成条例第21条に規定する淫行及びわいせつ行為の禁止に対する罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）との均衡も考慮に入れた上で、制裁の内容については府において適正に判断されたい。

【参考】関係法令抜粋

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

（平成11年5月26日法律第52号）

（定義）

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）をすることをいう。

一 児童

二 児童に対する性交等の周旋をした者

三 児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）又は児童をその支配下に置いている者

- 3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。
- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
 - 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
 - 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

（条例）

- 第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。
- 2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
 - 3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年1月9日京都府条例第2号）

（淫行及びわいせつ行為の禁止）

- 第21条 何人も、青少年に対し、金品その他財産上の利益若しくは職務を供与し、若しくはそれらの供与を約束することにより、又は精神的、知的未熟若しくは情緒的不安定に乗じて、淫行又はわいせつ行為をしてはならない。
- 2 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を教え、又は見せてはならない。

<中略>

（罰則）

- 第31条 第21条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4 関係者の責務

（1）府の責務

児童ポルノの被害を受けた児童に対する支援の充実を図るとともに、児童ポルノ根絶に向けた気運を高め、その流通・拡散を防止するための広報・啓発活動に努めること。

インターネットを適切に活用できる能力を取得するための情報リテラシー教育をはじめ、子どもたちが両性間において対等な人間関係を築き、児童ポルノ

等による性的虐待の被害を予防するために必要な教育の推進に努めること。

あわせて、これ以上児童ポルノがインターネットで流通しないよう、児童ポルノサイトを発見した際の通報窓口の周知に努めるとともに、警察やインターネットホットラインセンターなど関係機関と連携し、迅速に児童ポルノが掲載されたサイトの削除が行われるよう努めること。

また、府青少年課が中心となって、警察や学校、民間団体等の関係機関との意見交換を実施するなど連携の強化を図り、必要な施策の推進に努めること。

(2) 府民の責務

児童ポルノをなくしていくよう努めることは、府民一人ひとりの責務であることと自覚し、児童ポルノの被害者・加害者を生まない社会の実現に向け、府民全体で力を合わせて積極的に取り組んでいくこと。

また、児童ポルノの流通・拡散を防止するため、児童ポルノを発見した場合は、速やかに警察やインターネットホットラインセンターなど関係機関へ通報するよう努めること。

児童ポルノの被害が絶えない中、子どもが児童ポルノの被害に遭わないよう、保護者をはじめとする大人の責務として子どもの見守りに努めること。

(3) 関係事業者の責務

インターネット関係事業者等は、自らの管理するサイトにおいて、不適切なサイトを発見した場合には自主的に削除するなど、インターネットによる児童ポルノの閲覧機会の最小化に努めること。

また、児童ポルノ根絶に向けた広報・啓発活動や情報リテラシー教育に自ら積極的に取り組むとともに、府等が実施する施策への協力に努めること。

条例制定に当たり留意すべき事項

児童ポルノの取得・所持の規制については、冤罪発生の危険性や捜査権の拡大に対する危惧があるところであり、現段階において、条例でこれを定めることについては、慎重な検討を求める意見があったところである。

それゆえ、条例の制定に際しては、以下の点に十分留意をし、慎重な検討を重ねられることを望むものである。

条例の適用上の注意事項として、児童の権利保護という本来の目的を逸脱して、他の目的のためにこれを濫用するようなことが絶対にあってはならない旨を条例に規定すべきである。

児童ポルノの取得・所持を規制するために行われる捜査及び調査によって、個人の私生活上の自由が不当に侵害されることがあってはならない。したがって、刑事訴訟法の規定に基づいて行われる適正な犯罪捜査の場合に限って、強制力が認められるべきである。

また、その他の行政上の調査についても、被害者から依頼のあった場合など、児童ポルノの取得・所持が疑われる具体的根拠がある場合に限定されるべきであり、調査に際しては個人のプライバシー等の保護に最大限配慮する必要があると考える。

廃棄命令を出したり、刑事罰を科したりする場合には、行政及び訴追する側に児童ポルノに該当することなどを立証する責任があることは当然であり、児童ポルノの取得・所持が疑われる者に対して十分な反論の機会を与えるなど、適正な手続を保障する必要があると考える。

児童ポルノ規制条例検討会議 開催経過

- (1) 第 1 回
・日 時 平成 2 2 年 9 月 2 日 (木) 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 5 0
・場 所 ルビノ京都堀川「ひえいの間」
・内 容 児童ポルノを取り巻く現状について
条例の必要性・目的・方向性について (意見交換)
- (2) 第 2 回
・日 時 平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日 (金) 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 3 5
・場 所 ルビノ京都堀川「ひえいの間」
・内 容 児童ポルノ被害児童を取り巻く状況等について
専門委員 (青少年関係団体) から意見聴取
条例に盛り込むべき項目・内容について (意見交換)
- (3) 第 3 回
・日 時 平成 2 2 年 1 1 月 1 7 日 (水) 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0
・場 所 ルビノ京都堀川「加茂の間」
・内 容 インターネットにおける児童ポルノ規制の状況等について
専門委員 (インターネット事業者) から意見聴取
児童ポルノ規制の具体的内容・課題について (意見交換)
- (4) 第 4 回
・日 時 平成 2 2 年 1 2 月 2 7 日 (月) 1 0 : 3 0 ~ 1 1 : 5 5
・場 所 ルビノ京都堀川「ひえいの間」
・内 容 児童ポルノの取得・所持の禁止について (意見交換)
- (5) 第 5 回
・日 時 平成 2 3 年 1 月 3 1 日 (月) 1 0 : 3 0 ~ 1 2 : 0 5
・場 所 ルビノ京都堀川「ひえいの間」
・内 容 児童ポルノの取得・所持の禁止について (意見交換)
関係者の責務について
- (6) 第 6 回
・日 時 平成 2 3 年 2 月 2 2 日 (火) 1 0 : 3 0 ~ * * : * *
・場 所 ルビノ京都堀川「加茂の間」
・内 容 検討結果の取りまとめについて (意見交換)

児童ポルノ規制条例検討会議 委員名簿

＜五十音順＞

氏 名	役 職 等	備 考
あんど う にすけ 安 藤 仁 介	(財)世界人権問題研究センター 所長	学識経験者(人権)
うめはら よしのり 梅 原 義 範	舞鶴市立中舞鶴小学校 校長	教育関係者
おおすぎ みつこ 大 杉 光 子	京都弁護士会人権擁護委員会 委員長	弁護士
おかむら ひさ みち 岡 村 久 道	国立情報学研究所 客員教授	学識経験者(情報)
たかやま かなこ 高 山 佳 奈 子	京都大学大学院法学研究科 教授	学識経験者(刑法)
つぎき てつ ろう 津 崎 哲 郎	花園大学社会福祉学部 特任教授	学識経験者(福祉)
つもり しゆんいち 津 守 俊 一	(社)京都府青少年育成協会 会長	青少年育成関係者
ど い まさ かず 土 井 真 一 (座 長)	京都大学公共政策大学院 教授	学識経験者(憲法)
やまうち やすのり 山 内 康 敬	京都新聞社 論説委員	報道関係者

検討会議で意見聴取を行った専門委員

(1) 青少年関係団体

- ・ 京都府 P T A 協議会 会長 ほりい ひろし 堀井 裕司
- ・ 社団法人京都犯罪被害者支援センター 事務局長 みやい くみこ 宮井 久美子

(2) インターネット関係事業者

- ・ 財団法人インターネット協会 主幹研究員 おおくぼ たかよ 大久保 貴世
- ・ ネットスター株式会社 コーポレートコミュニケーション部 部長 たかはし たいよう 高橋 大洋

児童ポルノ規制条例検討会議設置要領

(目的)

第1条 児童ポルノの被害から児童の人権を守れるよう、条例による規制のあり方や実効性を検討するため、児童ポルノ規制条例検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 児童ポルノ規制条例に関すること
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会議は、別表に掲げる学識経験を有する者、青少年育成関係者、教育関係者、弁護士、報道関係者（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 委員のほかに次に掲げる者のうちから専門委員を置く。

- (1) 青少年関係団体
- (2) インターネット関係事業者
- (3) その他必要な団体等

(座長)

第4条 検討会議に座長を置き、委員のうちから互選する。

2 座長は、検討会議の会務を総理し、検討会議を代表する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、京都府府民生活部長が招集する。

2 検討会議は、座長が議長となる。

3 座長は、必要があると認められるときは、専門委員に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、京都府府民生活部青少年課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営その他に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年9月2日から施行する。